

# 岐阜県公報

号外 (2) 令和二年三月三日

目 次

規 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

ページ

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三日

岐阜県知事 古 田 筆

岐阜県規則第十号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則（平成二十七年岐阜県規則第百五号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十二年三月十六日」を「令和二年四月十六日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和二年三月三日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社